



国立市子どもショートステイのご案内

保護者の方が、病気や出産、ご家族の介護、冠婚葬祭などで、一時的にお子さんを養育することが困難となった時に、お子さんを市が委託する「ショートステイホーム・おひさま」でお預かりします。

☆対象となるお子さん

- ・市内にお住まいの2歳から義務教育終了前までのお子さん
- ・定員は、1日4名まで

☆預かる場所

市内の「ショートステイホーム・おひさま」です。

※市の委託によりお子さんをお預かりするショートステイホーム・おひさまは、公益財団法人生長の家社会事業団が運営しています。

☆利用はどんなときに

保護者の方が以下の理由で一時的に養育ができなくなった場合です。

- ・病気、出産により入院、療養等を要するとき
- ・育児疲れ、育児不安等により身体又は精神の状態が不良のとき
- ・親族の看護に当たるとき
- ・災害又は事故に遭ったとき
- ・冠婚葬祭又は学校等の公的行事へ出席するとき
- ・転勤又は出張するとき
- ・仕事その他の理由により夜間不在となるとき
- ・その他特に必要と認める理由があるとき

☆お世話する内容

お子さんをお預かりして、食事の提供や身の回りの世話、通園・通学の援助をします。

☆費用と利用日数

- ・利用料は1人1回につき、1,000円です。

なお、利用料のみ生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給世帯の場合は無料、申請に係る年度（4月から6月までの間の申請にあっては、前年度）の市民税非課税世帯の場合は半額となります。

- ・食費は、夕食600円です。
- ・ショートステイ利用中に治療の必要があった場合の医療費、日常生活用具及び諸雑費などは、実費となります。
- ・施設への入所の際の送迎は、保護者の方に行っていただきます。
なお、保護者の方にやむを得ない事情がある場合は、施設職員が行うこともできます。この場合
1回500円（送・迎の両方では1,000円）の費用がかかります。
- ・利用料などは、利用日毎に「ショートステイホーム・おひさま」へお支払いいただきます。
- ・入所のご利用時間は、入所：15時以降 / 退所：21時まで

☆利用の申込み

- ・利用の申込みは、「ショートステイホーム・おひさま」にて受付をいたします。申込みの際は、お子さんの健康保険証・医療証・母子健康手帳、印鑑、申込み理由が確認できる書類等をご用意ください。
- ・生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による支援給付受給世帯・市民税非課税世帯の方は、それぞれの証明書（生活保護受給証明書、支援給付受給証明書又は本人確認証の写し、市民税非課税証明書）も提出してください。
- ・できるだけ利用の一週間前までに申込みください。
- ・申込み時、お子さんと一緒に「ショートステイホーム・おひさま」で、利用説明や面接を受けていただきます。
- ・施設の予約状況や、お子さんの健康状態によってはお預かりできない場合があります。
- ・お預かり後に、急な発熱や嘔吐などの体調の急変・事故等が発生した場合は、お迎えをお願いする場合があります。

☆利用のキャンセル

利用予約の取り消しは早めにご連絡ください。

連絡のない場合や、利用予定日の前日正午以降に連絡の場合は、キャンセル料として一回分の食費600円を「ショートステイホーム・おひさま」へお支払いいただきます。

【申込み・問合せ先】

国立市こどもショートステイホーム・おひさま /

住所：国立市富士見台2丁目32番地の4

TEL：090-9676-3924

メール：ohisama92@ezweb.ne.jp

国立市子ども家庭支援センター

住所：国立市富士見台3丁目21番地の1

TEL：042-573-0192